

岩手労働局登録教習機関
令和 8 年 公 示 第 5 号

登録教習機関の休止の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 77 条第 3 項において準用する同法第 49 条の規定による届出があったので、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関の名称	一般社団法人 日本鳶工業連合会
登録教習機関の住所	東京都港区芝公園 3 丁目 5 番 20 号
代表者職氏名	会長 岡本 啓志
技能講習業務を行う事務所の名称及び所在地	一般社団法人 日本鳶工業連合会 東京都港区芝公園 3 丁目 5 番 20 号
休止しようとする技能講習	足場の組立て等作業主任者技能講習
休止年月日	令和 8 年 6 月 1 日から令和 11 年 3 月 30 日
登録番号	61-1838

令和 8 年 6 月 8 日

岩手労働局長

